

第 52 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 26 年 9 月 10 日（水）14：53 ～ 15：54

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (2) 審議結果報告書の骨子案について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

ア 行政記録情報等の活用について

総務省政策統括官室から資料 1 に基づき説明が行われた後、審議が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・資料 1 では行政記録情報等が具体的にどのように活用されているのかわからない。統計精度が何%向上したのか、行政記録情報等を活用することによって負担がどの程度軽減されたのか等、活用効果を数値で示すことが重要。実際にどの程度役に立っているのかを明らかにするのが総務省政策統括官室の役割だと考えるのがいいか。

- 現状の実態調査でそこまでは把握していない。御指摘を踏まえて、できるだけ把握する努力をしていきたい。また、活用効果をどこまで数値で表せるかは難しい問題であるが、検討して参りたい。
- 例えば、住民基本台帳などを使えばエラーが何パーセントくらい補正できるなどの形で示せば、行政記録情報等が統計を作成する上でこんなに役に立つのかということが説得力を持ってよく分かるようになると思う。
- 実態調査自体が必ずしも十分なものとは言えないというのは、御指摘のとおりであり、今後、調査の見直しも課題の一つとしているため、その際の実効的な御示唆として受け止めたい。
- 今の点は重要であり、よくキーパフォーマンスインディケーターといわれるが、インディケーターで説明していくことが大切。これがエビデンスベースということになる。特に重要な点は、「効果があった」ということを説明できること。また、今の活用状況は必ずしも十分とは思えないので、今後活用を広げていくことも視野に入れて進めていきたい。
- ・資料1に「当該情報の閲覧、提供等に関する規定」があるが、これは必ずしも根拠規定ではないと思われるが、こういう行政記録情報等で集めたものを他の目的で活用することについては、個別法で縛られている場合も多いと思われる。該当欄中、法令記載のないものは個別法による縛りが無いものという理解でよろしいか。今後のことを考える際、この縛りがどの程度あるかということがネックになるとと思われる。情報の把握の仕方をどうされているのか教えていただきたい。
- 御指摘のとおり、ここに記載しているのはあくまで具体的な閲覧や提供等の規定があるもの。それ以外を「ー」で示しているが、これは、外部に対する閲覧や情報提供等の規定はないものの、当該行政記録情報等が本来の目的以外に使えるかということ所管法の趣旨を踏まえて判断した上で、現在統計作成への活用が認められたものと理解している。ちなみに統計法では、調査票情報の統計目的以外の利用を禁止している。
- ・前回の基本計画部会で具体的な活用状況を依頼した趣旨は、法的な縛りがあり行政記録情報等の活用ができないと門前払いされてきた統計において、実態として活用実績があれば、その活用事例を精査することで、活用の道を示すものとなるのではと考えたためである。
 - ・法的制約だけでなく技術的制約からもすぐには活用できないという事例もあるので、そうした事例を蓄積・共有していくことが必要ではないか。加えて、統計法に基づく調査票情報の利用制限との関係で、例えば、人口動態調査における死亡届などは、医療関係者が具体的な治療効果等の分析を行うために利用したいと思っても利用できない状況があると聞いており、統計サイドにおいても、他の利用形態との関係を考えなければならないのではないか。
- 御指摘の2点は非常に重要な論点であり、最初の論点は、過去のケースをリスト

アップするなどの作業が必要。2つ目の論点は非常に重い問題であり、運用の中で対応できればよいが、今後検討していくことが必要。

イ 行政記録情報等の活用（税務データ）について

国税庁から資料2に基づき説明が行われた後、審議が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・ e-Tax の中で、すべてのデータが電子化されているとすると、そこでバイアスがかかる傾向はあるか。
 - e-Tax で提出されたデータの特性等について詳細な分析は行っていない。ただし、e-Tax データ活用前後の統計調査結果に、特に変化が起きているものではないため影響ないのではないか。
- ・ 例えば、資本金1億円超10億円以下は38.9%と、標本法人割合が大きく下がっており、不自然さを感じるがなぜこのような数値になるのか。
 - 実際に e-Tax で申告している法人の割合を反映しているためである。
- ・ 例えば、この資本金のところで業種分布に違いがあるなど、簡単に分かるようなデータはないか。
 - 実態としては、大きな会社ほど提出書類が多い傾向にある。そのため、全ての手続きを e-Tax で行っている法人が少ないということを反映したのではないか。
- ・ 法人税関係のデータに関しては、統計の立場からもっと有効利用できるようなアドバイスをすることも可能ではないか。「会社標本調査」に関しては、e-Tax の申告データが中心になっており、結果的に無作為抽出というよりも有意抽出になっているが、このデータに関して統計技術的立場から作成者側、利用者側双方にとって有用な情報が得られるような提案をしていくのも統計委員会の役目ではないか。
- ・ 税務データ及び会社標本調査について潜在的な利用可能性・有用性は高いと考える。特に小規模な法人・個人については、業種の特定上の問題、事業所の所在と納税地の相違の問題が比較的小さいと思われるため、電子化を拡大することで非常に有用性が高まる。
- ・ 抽出された部分と e-Tax の部分がどれくらいの割合となっているかというのは資本金階級別に分かるか。また、個別データのなかで、抽出された部分と e-Tax のデータを区分するフラグはあるのか。
 - 抽出しているのは資本金1億円超等の法人であり、全国で2万社程度抽出しているが、e-Tax と区別するためのフラグはない。
- ・ 前回の基本計画部会における経済産業省の説明でもあったが、経済センサスー活動調査の法人数（200万弱法人）と税務データの法人数（約260万法人）では、60万以上の差がある。税務のデータ自体を利用するというのには様々な制約があって難しいと思うが、これだけ法人数が違うということについては、税務データを使

うことと別に検討していく必要があると考える。名簿さえしっかりしたものがあれば調査結果もより真に近いものとなると思う。来年度以降に始まるマイナンバー制度を利用して経済センサスの名簿を充実させることも必要と考える。

- ・データの管理の仕方から見直していく必要もあるのではないかと。統計作成者が利用しやすい形で ID が付与されているとかなり活用の道も開けてくるのではないかと。
- マイナンバーについては、金融機関が世界共通の番号になってくることを考えると、法人番号も似たような形になってくるかもしれないので、そういったものに我々が合わせていかなくてはいけないのではないかと。いずれにせよ、この場で決めることはできないが、今後も考えていかなくてはならない。

また、フラグはたっていないが、ある程度の情報で、例えば e-Tax に関してトランケーションが起きているとすれば、それを補正することも考えられるので、今後どうすることが可能なかを考えていきたい。

ウ 行政記録情報等の活用に関する審議の取りまとめ

行政記録情報等の活用について、上記ア及びイの審議を踏まえ、以下のとおり、西村部会長による取りまとめが行われた。

- ・総務省からの説明にもあったとおり、行政記録情報等については、現在、40 程度の統計調査において活用が図られているが、報告者の負担軽減や統計作成の効率化等の観点から、行政記録情報等の活用は、今後とも重要な取組と考える。
- ・行政記録情報等の活用に当たっては、税務データに代表されるように法令上の制約、電子化の状況がポイントとなる。このため、各府省においては、府省間で活用事例を情報共有していくことに加え、活用可能性のある行政記録情報等の電子化の状況等を、当該行政記録等の保有機関の協力も得つつ情報共有していくことが重要と考える。
- ・また、統計委員会としても、このような課題認識を共有し、今後の個別諮問審議において、行政記録情報等の活用可能性を重点的に検討するとともに、適宜情報共有を図る場を設けられればと考える。
- ・各府省においては、行政記録情報等の更なる活用に向けて、引き続き御協力願いたい。

(2) 審議結果報告書の骨子案について

事務局から資料 3 に基づき説明が行われた後、審議が行われ、原案のとおり了承された。なお、今後の進め方については、部会長と事務局で相談の上、審議結果報告書の素案を作成し、各委員の意見を聴取した上で次回の基本計画部会に審議結果報告書案を提示することとされた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・報告書の公表はいつごろを予定しているか。

→次回基本計画部会の議論の状況にもよるが、合意いただければ直ちに公表することを考えている。

- ・できるだけ国民目線で、分かり易い内容にしていきたい。

(3) その他

次回の基本計画部会は、10月20日(月)、中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>